

畜 第 6 4 6 号  
平成 2 4 年 9 月 2 7 日

社団法人岩手県獣医師会長 様

岩手県農林水産部長



獣医師法施行規則の一部改正について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、獣医師は本年度、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 22 条に基づく 2 年ごとの届出を行う必要がありますので、貴会会員に対し周知をお願いします。



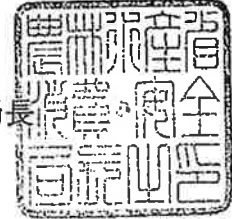
【畜産課振興・衛生担当 主査 長谷川和弘 TEL：019-629-5722】



24消安第2655号  
平成24年9月24日

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医師法施行規則の一部改正について

獣医師法（昭和24年法律第186号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく獣医師の届出について、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号。以下「省令」という。）第13条第2項の規定に基づく省令第6号様式が別記のとおり改正されましたのでお知らせします。

獣医師は本年度、法第22条に基づく2年ごとの届出を行う必要がありますので、貴県に所属する獣医師並びに貴管下の関係機関及び関係団体への周知方よろしくお願いいたします。



(1)登録番号	第 <input type="text"/> 号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日 4 明治
ふりがな (5)氏名			(6)性別 男・女
(7)現住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県 市区町村 電話( <input type="text"/> - <input type="text"/> )		
(8)主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)			
(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職  (I 又は II を○で囲んだ者は、i から v 又は i から iii までの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の方が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の方に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他  (5又は11を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は11のAからUまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人等 13 その他  (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。)  ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
ふりがな (12)勤務先の名称			
(13)勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県 市区町村 電話( <input type="text"/> - <input type="text"/> )		
(14)従たる職業の概要			
(15)備考			

獣医師の皆様へ

## 獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

- ◎ **平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。**
- ◎ **平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出てください。**
- ◎ **今年度から、届出様式が変更になりました。新しい届出様式や記載方法は農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。**

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



☆ 結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請を別途行ってください。  
なお、変更申請の詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

